第８　ごみ等集積所技術基準

細　目　次

１　ごみ等集積所の設置場所
２　ごみ等集積所の規模等
３　ごみ等集積所の構造等
４　ごみ等集積所の管理等
５　ごみ等集積所標準図
（１）位置図
（２）平面図
（３）側面図
（４）正面図

第８　ごみ等集積所技術基準

１　ごみ等集積所の設置場所

ごみ等集積所は、ごみ収集車が安全かつ容易に作業できる場所等が設置場所の条件なので、次の点に注意すること。

（１）　ごみ等集積所は、道路に接するところで、収集車が容易に横付けできる場所に設置すること。

建築事業で、やむを得ない事情により、ごみ等集積所を道路に接しないところに設置する場合は、収集車の転回等に支障ない場所にすること。

（２）　ごみ等集積所は、前面に防護さく、電柱等の障害物がないところに設置すること。

やむを得ない事情により、障害物のある場所に設置するときは、事業者の負担で、施設の管理者と協議をして、障害物の撤去等の措置をすること。

（３）　ごみ等集積所は、公園等公共施設に囲まれたところには、設置しないこと。

（４）　ごみ等集積所に接する道路が行止りになる場合は、ごみ収集車の転回の場所を確保すること。

※　要綱　第 36 条（ごみ等集積所の設置）

２　ごみ等集積所の規模等

（１）　算出基準

ごみ等集積所の規模は、次の基準により算出した有効面積以上を有すること。

集合住宅（ワンルーム形式を除く）	１戸あたり　0.2 ㎡以上
ワンルーム形式共同住宅	１戸あたり　0.1 ㎡以上
事務所等	ごみ処理計画により別途協議

（２）　最低有効面積

ごみ等集積所の最低有効面積は、２ ㎡以上にすること。

※　要綱　第 36 条（ごみ等集積所の設置）

３　ごみ等集積所の構造等

（１）　ごみ等集積所は、コンクリートブロック等で囲い、ごみが散逸しないような構造にすること。

（２）　ごみ等集積所の設置場所は、原則として次の要件を満たすこと。

ア　　ごみ等集積所が建物内部又は道路に面しない箇所に設置する場合は、収集車両が収集を行うために必要な車路の幅員を原則として４メートル以上確保するとともに、車路の上空の３メートル以内には構築物を設置しないこと。

イ　　その他、市が行うごみ収集作業に支障のない場所であること。

（３）　ごみ等集積所の構造等は、原則として次の要件を満たすこと。

ア　　ごみの取り出し口を除き、三方を囲い、囲いの高さはおおむね１メートルとすること。

イ　　開口部は道路等に面して間口を有効２メートル以上とること。

ウ　ごみ等集積所は耐久性のある構造とする。床はコンクリート打ちとし、排水のための勾配を設け、ごみ等集積所の清掃、美化等に配慮した構造とすること。

エ　ごみ等集積施設内に、ごみ等集積所の維持管理上必要のない電柱、水道メーター等の構築物を設けないこと。

オ　ごみ及び資源物の飛散防止、鳥獣避け対策及び居住者以外からの不法投棄対策を講じること。

カ　開き戸は設置しないこと。

キ　びん・缶の容器を用意し、設置すること。

ただし、常時設置及び収集曜日に合わせ設置するかは問わない。

ク　その他市が行うごみ収集方法に支障のない構造であること。

（4）　屋根等を設置する場合は､次の点に注意をすること。

ア　屋根を設置する場合は､開口部の高さを1.8m以上､屋根下の実質高を２m以上にすること。

イ　天井がある場合は、天井の高さを２m以上にすること。

ウ　引き戸を設置する場合は、引き戸の有効開口部の幅を２m以上にすること。

エ　水栓を設置する場合は、必ず排水口を設置すること。

オ　集積所内に収集車が入って作業をする構造の場合は、十分な高さと間口を確保すること。

※　要綱　第36条（ごみ等集積所の設置）
細則　第31条　（ごみ等集積所）

4　ごみ等集積所の管理等

（1）ごみ等集積所の管理は原則として、所有者、事業者及び利用者（以下「所有者等」という。）が管理すること。

（2）所有者等は、ごみ等集積所の清掃及び美化について十分配慮すること。

（3）所有者及び事業者は入居者等の利用者に対して、第１項及び前項の内容を伝えなければならない。

※　要綱　第36条　（ごみ等集積所の設置）

5　ごみ等集積所標準図

(1)位置図

ごみ等集積所は、土地利用計画図に次のように記入すること。

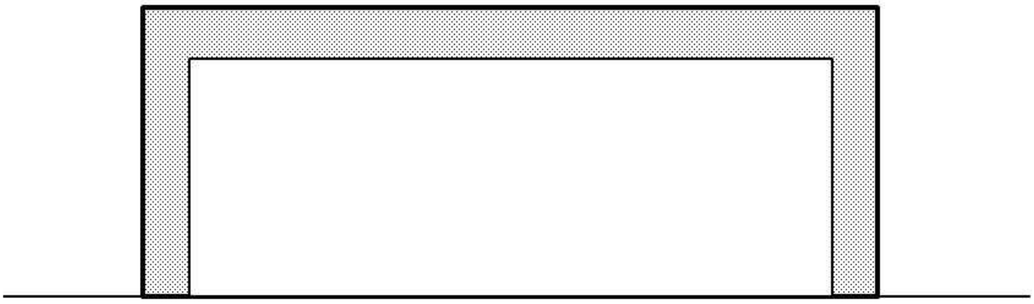

道　　路

(2)平面図

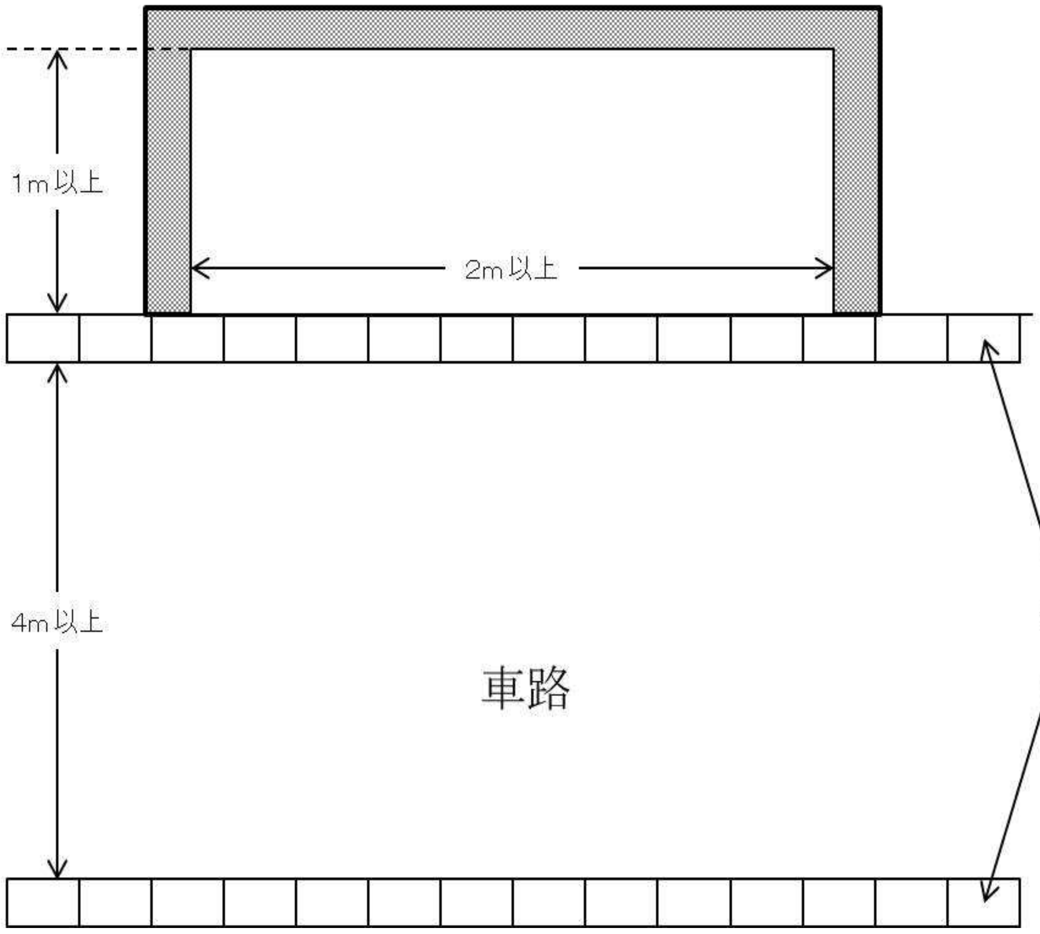

(3)側面図
(屋根付きの場合)

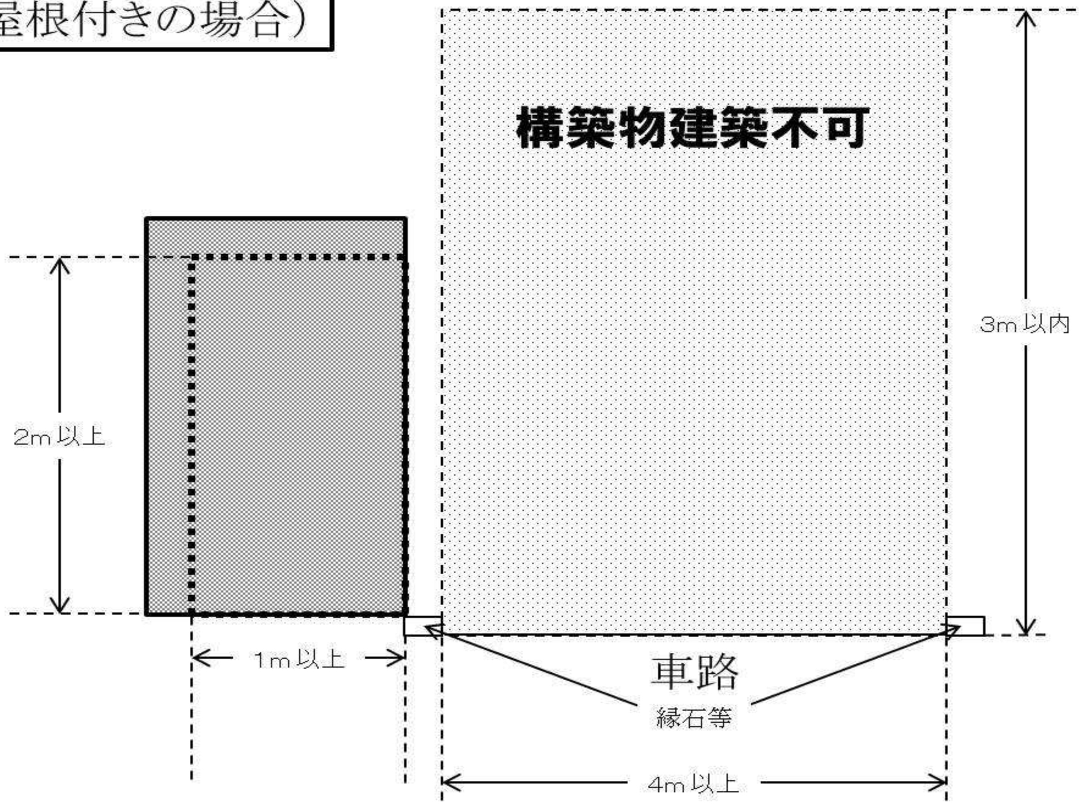

(3)側面図
(屋根無しの場合)

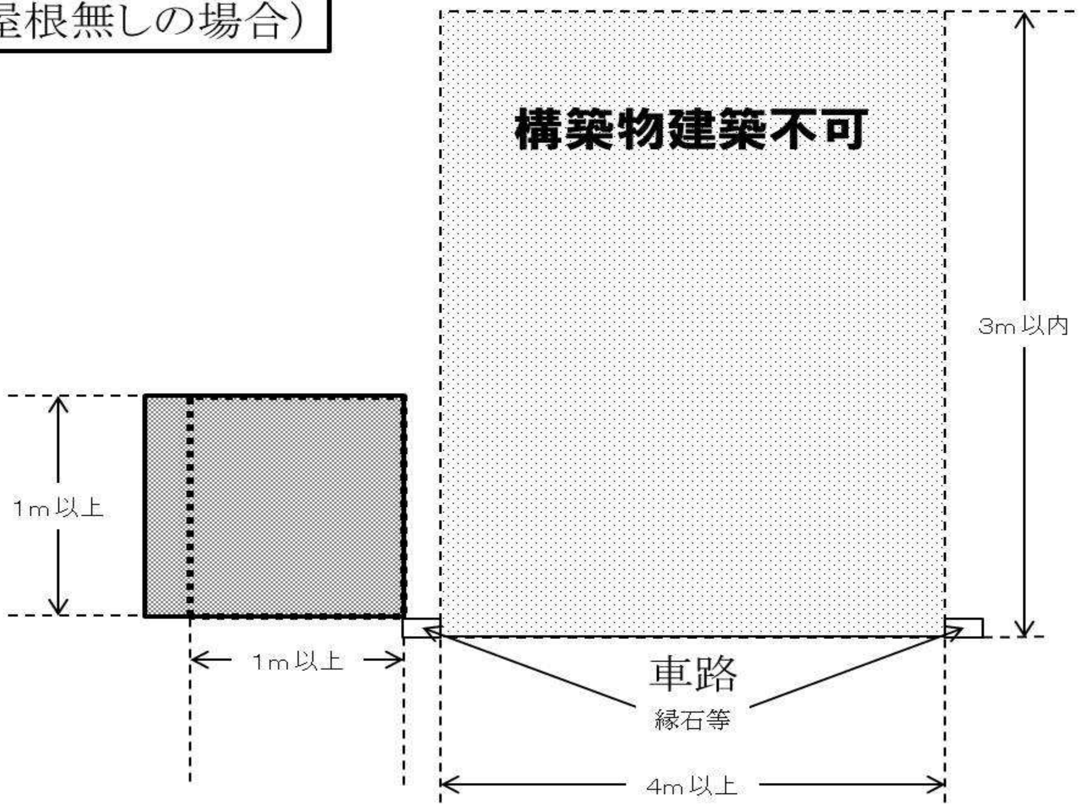

(4)正面図
(屋根付きの場合)

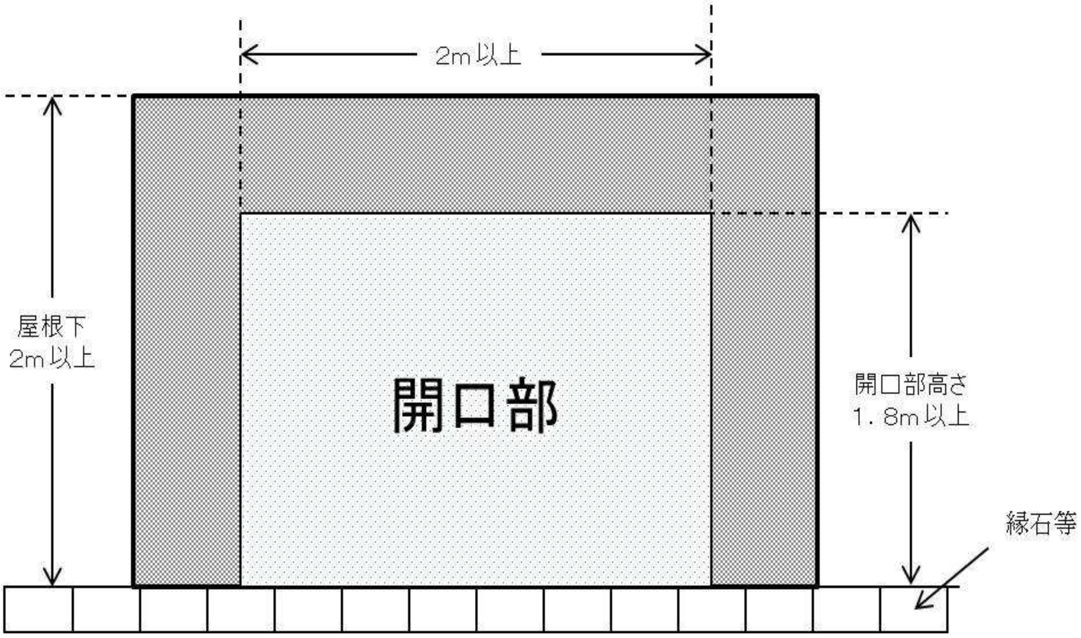
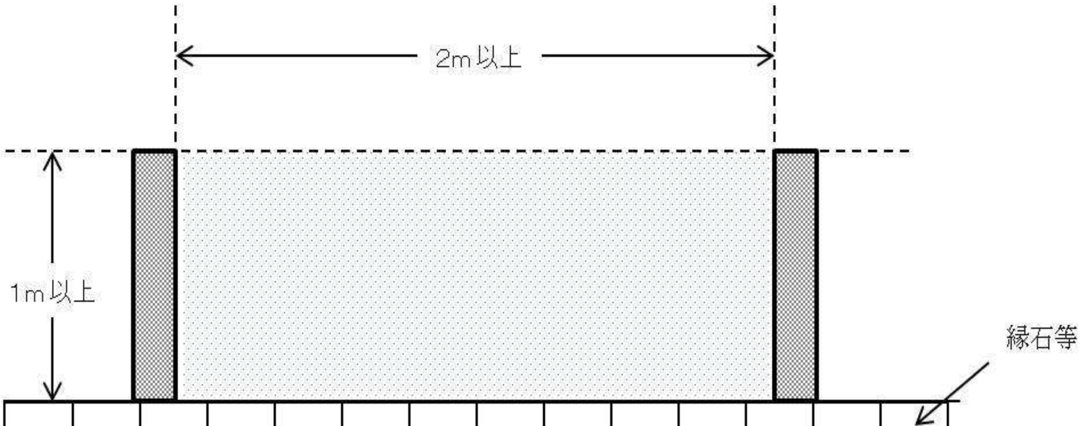
(4)正面図
(屋根無しの場合)